

平成28年度衣浦6市障害福祉担当課長及び担当者合同会議次第



日時：平成28年8月8日（月）15時～

場所：知立市役所第2第3会議室

1. あいさつ

2. 自己紹介

3. 議題

- (1) 多子軽減措置の見直しに伴う各市の対応について【碧南市】
- (2) 障害者差別解消支援地域協議会設置について【碧南市】
- (3) 障害者差別解消法について【安城市】
- (4) 障がい者差別解消に関する相談および対応について【高浜市】
- (5) 手話言語法について【安城市】
- (6) 新規事業について【高浜市】
- (7) 愛知県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当受給者の入院及び施設入所のチェックについて【刈谷市】
- (8) 扶助料の支給について【刈谷市】
- (9) 自立支援医療（精神通院）の支給認定における市町村民税未申告の場合の所得区分について【刈谷市】
- (10) 障害児給付決定事務について【刈谷市】
- (11) 障害児通所支援および日中一時支援の同日併給について【知立市】
- (12) 障害福祉サービスの支給量の限度について【知立市】
- (13) 障害児通所給付の夏休み（その他の長期休暇）等の支給量変更について【知立市】

4. その他

※ 次回開催：平成29年 月頃（高浜市）

衣浦6市障害福祉担当課長及び担当者合同会議 議題

議題	提案市 (回答市)	提案理由(回答)
1. 多子軽減措置の見直しに伴う各市の対応について(碧南市)	碧南市	平成28年度4月より、障害児通所支援利用者負担額の多子軽減措置の見直しが行われましたが、その際の各市での対応をご教示願います。 碧南市では、利用者負担額の決定は年間1回(利用者ごと、誕生日月)に行われるため、4月に一斉の見直しは行わないこととしました。
	碧南市 (提案市)	上記のとおり4月に一斉の見直しは行わないこととしました。
	刈谷市	見直しを行った結果、3名の該当者がいたため、多子軽減が追記された受給者証を再作成しました。国保連の請求事務については平成28年4月サービス提供分から新たに多子軽減者が反映するようにし、該当者が利用する事業所にも周知を行いました。
	安城市	今年度4月に、児童発達支援を利用している児童全員の世帯の所得の見直しを行いました。新たに対象になった児童の保護者には、制度が変わり、対象になった旨を通知すると共に、受給者証を送付しています。また、更新の際も見直しを行います。 今後も、毎年4月に見直しを行っていく予定です。
	西尾市	4月に遡って職権で変更する方向で、現在、対応を検討中。
	高浜市	碧南市と同様で、見直しは行っておりません。
	知立市	4月の改正に併せて見直しをしていなかった。 6月末頃に、平成28年4月時点での課税状況について確認をしたところ、対象者1名がいたため、既交付の受給者証を差し替えた。以降は、誕生日毎の負担額更新を行う。 既に給付が済んでいる分については、過誤で処理をする予定。

衣浦6市障害福祉担当課長及び担当者合同会議 議題

議題	提案市 (回答市)	提案理由(回答)
2. 障害者差別解消支援地域協議会設置について	碧南市	平成28年4月より、障害者差別解消法が施行されたことに伴い、差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めるため、障害者差別解消支援地域協議会を組織することができることとなりました。 そこで、各市における設置状況及び予定、組織形態(新規設置もしくは既存の合議体の枠組み等)についてご教示願います。 碧南市では、今年度中に自立支援協議会を活用し、設置を検討しています。
	碧南市 (提案市)	平成28年10月開催の自立支援協議会にて議題とし、設置の予定です。
	刈谷市	刈谷市障害者自立支援協議会の地域生活部会において、今年度より障害者差別解消法の対応方法の周知として、法の趣旨や内容を正しく理解してもらうためのセミナーの開催を検討しています。今後も同様に既存の協議会を活用しながら障害者差別解消法に関する取組を検討していく予定です。
	安城市	安城市では、本年3月開催の自立支援協議会にて、障害者差別解消支援地域協議会の機能を自立支援協議会に担っていただくよう要綱改正と合わせ提案し、ご了承いただきました。これを受けて自立支援協議会設置要綱を改正し、本年度から適用しています。
	西尾市	西尾市も自立支援協議会の枠組みを活用して設置していく予定。権利擁護に関する課題解決のための調査研究、施策提案等を行う「権利擁護部会」に機能を付加する形で、障害者差別の解消に取り組んでいきたいと考えております。
	高浜市	既存の合議体「高浜市要保護者対策地域協議会」を活用しています。
	知立市	提案市と同様に、自立支援協議会を活用予定。

衣浦6市障害福祉担当課長及び担当者合同会議 議題

議題	提案市 (回答市)	提案理由(回答)
3. 障害者差別解消法について	安城市	<p>障害者差別解消法が施行され、各市における周知啓発等の取り組み状況を教示願いたい。</p> <p>また、障害者差別解消支援地域協議会を各市どのように設置され、取り組む予定でいるか教示願いたい。ちなみに安城市は既存の自立支援協議会に担わせることとした。</p>
	碧南市	<p>周知啓発等の取り組み状況としては、市ホームページ及び広報誌(平成28年4月1日号)に掲載を実施しました。</p> <p>また、障害者差別解消支援協議会は、平成28年10月開催の自立支援協議会にて議題とし、設置の予定です。</p>
	刈谷市	<p>刈谷市障害者自立支援協議会の地域生活部会において、今年度より障害者差別解消法の対応方法の周知として、法の趣旨や内容を正しく理解してもらうためのセミナーの開催を検討しています。また、障害者差別解消法のパンフレットを関係機関に配布し、周知を行いました。</p>
	安城市 (提案市)	<p>安城市における障害者差別解消法周知啓発取組みは以下のとおりです。</p> <p>平成27年度 会議3/研修1 2月24日 市役所部課長会にて障害福祉課長が周知説明 2月27日 手話通訳者・要約筆記者登録者現任研修で周知説明が図られた</p> <p>平成28年度 会議4/団体総会等6/研修2/パンフレット配布啓発3 4月 5日 民生児童委員協議会総会にてパンフレットを全員に配布し周知啓発した 4月19日 障害支援区分認定審査会の冒頭に障害福祉課長が周知説明した 4月21日 安城市手をつなぐ親の会総会の冒頭あいさつにて、市長が周知説明した 5月10日 安城市文化センター大会議室で障害福祉課が主催した職員研修にて障害福祉課職員(主査)が周知説明した(この研修の後半に自立支援協議会市民代表委員(障害当事者)から講話いただいた)</p>
	西尾市	<ul style="list-style-type: none"> ・市HPに差別解消法の概要等掲載(H27.12～) ・市職員を対象とした研修会、自立支援協議会合同研修会の実施(H28.3.8) ・啓発リーフレット全戸回覧(H28.4) <p>今後の予定として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員対応要領の策定(H28年度中)を予定しています。 <p>設置・取り組み予定については、2番のとおりです。</p>
	高浜市	<p>市内事業所、市議会議員、市職員を対象に権利擁護の視点から差別解消法も含めた講演会を開催しました。市民に対しては広報とホームページに掲載し、手帳所持者にはチラシを送付しました。協議会については議題2の回答に同じ。</p>
	知立市	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年11月職員向け研修にて啓発 ・平成28年2月にホームページ掲載 ・平成28年3月16日広報ちりゅうに掲載。 ・平成28年3月に町内回覧(県作成のパンフレット) ・設置に関しては、既存の自立支援協議会が担当とする。

衣浦6市障害福祉担当課長及び担当者合同会議 議題

議題	提案市 (回答市)	提案理由(回答)
4. 障がい者差別解消に関する相談および対応について	高浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・高浜市では平成28年5月に職員対応要領を作成し、その中で相談窓口を明記していますが、相談があった際のフローチャートは未作成のままです。ケース会議や差別者への指導、本人へのフィードバック等、相談があった際の対応をどうされていますか。 ・また、差別解消についての研修計画は作成していますか。
	碧南市	<p>対応要領につきましては作成済ですが、相談における具体的な対応方法は未作成です。</p> <p>研修計画は、毎年全職員を対象とした交通安全講習にて研修を予定しています。</p>
	刈谷市	<p>職員対応要領にて相談窓口を明記していますが、フローチャートは未作成です。相談があった際は、エクセル表で管理し、記録に残すこととしています。</p> <p>研修計画については検討中です。</p>
	安城市	<p>(前段)</p> <p>安城市もフローチャートは未作成のままです。本年6月6日開催の愛知県障害者虐待防止・差別解消実務担当者会議にかかる質問事項に愛知県でフローチャートを作成していれば参考に提示いただくよう依頼しましたが、後日電話にて、別途回答と説明がありました。(7/12現在回答ありません)</p> <p>(後段)</p> <p>研修計画では、本年4月22日に福祉・子育て保健部局と社会福祉協議会の新任職員研修を行った際、障害者差別解消法の概要を障害福祉課の持ち時間内に周知説明しました。</p> <p>また、年度初めの人事研修を本年5月10日に各課係長級を含む2名を参加させ、実施しました。この研修では、障害サービス事業所で活躍する障害当事者を講師でお招きして講話いただき、当事者の声を職員にじかに聴く機会としました。</p> <p>しかし、全職員向けの人事研修は、研修内容が多く、時間の制約から今年は断念しました。</p>
	西尾市	<p>職員対応要領が未作成のため、フローチャートも未作成で相談があった際の対応も決まっておりません。</p> <p>差別解消についての研修計画も未作成です。</p>
	高浜市 (提案市)	
	知立市	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度上半期に職員対応要領を作成予定。 ・フローチャートは未作成。対応を検討中。 ・研修計画未作成。

衣浦6市障害福祉担当課長及び担当者合同会議 議題

議題	提案市 (回答市)	提案理由(回答)
5. 手話言語法について	安城市	<p>条例化やその他の動きについて、各市における考え方を教示願いたい。 あわせ、各市の全国手話市区長会への参加有無を教示願いたい。 (ちなみに安城市は参加しなかった。)</p>
	碧南市	<p>条例化については、近隣市の状況に合わせて判断したいと思います。 全国手話市区長会へは不参加でした。</p>
	刈谷市	<p>手話言語法制定の動きの中で、愛知県では手話だけではなく要約筆記などを含めた意思疎通支援全体に係る条例の制定を検討していると聞いている。一般財団法人全日本ろうあ連盟からモデル条例案が提示されているが、愛知県の動きを見ても、全国的にどのような内容に収束していくかは不明であることから、現時点では愛知県及び愛知県内各市を中心とした全国的な動向の把握に努め、条例化についてはそれらの状況を見極めた上で検討していくことになると考えています。 また、全国手話市区長会については、参加を見合わせています。</p>
	安城市 (提案市)	<p>手話言語法の制定については、平成26年度に愛知県聴覚障害者大会が安城市で開催され、機運が高まり、平成26年9月議会で本市も手話言語法制定の請願を採択しましたが、条例の制定については現在のところ考えていません。近隣市も含め他市の状況を参考にしつつ、検討してまいります。</p>
	西尾市	<p>手話言語法の条例化等の予定はありません。全国手話市区長会は参加しておりませんでした。</p>
	高浜市	<p>現段階では特段動きはありません。また、全国手話市区長会は参加しておりません。</p>
	知立市	<ul style="list-style-type: none"> ・知立市では、現在手話言語法の条例化の予定はない。 自立支援協議会の下部組織のコミュニケーション部会において手話言語法の条例化について議論したところ、早期条例化ではなく、聴覚障害者等の身近な問題を優先的に解決することが必要であると考えため、現状で条例化の予定がない。 コミュニケーション部会については年4回程度開催し、知立市聴覚障害者協会と話し合いを行っている。 ・全国手話市区長会へは参加していない。

衣浦6市障害福祉担当課長及び担当者合同会議 議題

議題	提案市 (回答市)	提案理由(回答)
6. 新規事業について	高浜市	<p>平成28年度中もしくは29年度以降に新規事業(補助・市単事業問わず)、事業廃止、見直しを検討していますか。</p> <p><高浜市></p> <p>28年度:新規:軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 廃止:身体障害者住宅改善(市単) 見直し:障害者扶助料(市単) 29年度以降:未定</p>
	碧南市	<p>28年度:新規:軽・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業(市単)、手話通訳者養成研修事業(手話通訳者ステップアップ講座)(補助)、児童発達支援ネットワーク事業(補助)</p> <p>廃止:身体障害者住宅改善(市単:日常生活用具給付等事業に組み替え)</p> <p>その他:障害者等入浴サービス無料券の年間交付枚数を24枚から36枚へ拡大、移動支援事業についてグループ支援型を開始</p> <p>29年度以降:未定です。</p>
	刈谷市	<p>28年度:新規:軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 住宅用消火設備設置費助成事業</p> <p>29年度以降:未定</p>
	安城市	<p>28年度 新規:軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 強度行動障害者補助事業</p> <p>29年度以降 見直し:障害者扶助料(市単)・・平成28年度市の事務事業見直しの一環。なお、見直しの内容については現在内部検討中。</p>
	西尾市	<p>【28年度】 新規:該当なし 廃止:該当なし その他:軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成(補装具費の予算内にて市単独事業として実施)</p> <p>【29年度】 該当なし</p>
	高浜市 (提案市)	
	知立市	<p>【平成28年度】 新規:軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 成年後見支援事業</p> <p>【平成29年度以降】 未定</p>

衣浦6市障害福祉担当課長及び担当者合同会議 議題

議題	提案市 (回答市)	提案理由(回答)
7. 愛知県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当受給者の入院及び施設入所のチェックについて	刈谷市	入院及び施設入所者は受給対象外となりますが、そのチェック方法や時期、回数等はどのように行っていますか。 所得額の確認(修正申告や更正)の時期や回数についてご教示ください。 また、事務取扱細則等をご教示ください。
	碧南市	愛知県在宅重度障害者手当 入院の確認:年1回(8月)に確認しています。 施設入所の確認:介護保険所管課に照会することで年3回(定期払い月の前月)実施しています。 所得確認:年1回(8月)に確認しています。修正申告及び更正の確認は実施していません。受給者からの申請があれば対応します。 特別障害者手当、障害児福祉手当 入院の確認:年1回(8月)に確認しています。 施設入所の確認:年1回(8月)に確認しています。 所得確認:年1回(8月)に確認しています。修正申告及び更正の確認は実施していません。受給者からの申請があれば対応します。 特別児童扶養手当 入院の確認:年1回(8月)に確認しています。 施設入所の確認:年1回(8月)に確認しています。 所得確認:年1回(8月)に確認しています。修正申告及び更正の確認は実施していません。受給者からの申請があれば対応します。
	刈谷市 (提案市)	刈谷市では、老人福祉法に規定する養護老人ホームや特別養護老人ホームへの長期入所をした受給者を抽出するために毎月、長寿課から、介護サービスの給付データをもらい、突合処理を行っています。 (障害者支援施設などその他の施設への入所者に関しては、夏の現況時の聞き取り調査のみ) また、受給者の所得額の確認(修正申告や更正)作業については、毎月実施ではなく、定期支払(4月、8月、12月)前の年3回、確認作業を行っています。
	安城市	支払い月の前月に、手当受給者ごとに施設入所者のリストを作成し確認している。入院についてはレセプト情報がないためチェックしていない。 所得額については、該当者から申し出があったときに行っている。特に時期や回数について定めなし。

	西尾市	<p>① 在宅重度障害者手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院及び施設入所者:支払時期に総合支援法、介護保険の入所者データを突き合わせる。年3回。 ・所得額の確認:所得状況届のときに確認するのみ。 <p>② 特別障害者手当、障害児福祉手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院及び施設入所者:支払時期に総合支援法、介護保険の入所者データを突き合わせる。年4回。 ・所得額の確認:現況届のときに確認するのみ。 ・西尾市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱要綱 <p>③ 特別児童扶養手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院及び施設入所者:現況届時に確認、また、定期的に住基の異動を確認 ・所得額の確認:現況届時に確認、また、定期的にシステムから所得更生者リストを打ち出し確認
	高浜市	<p>介護保険施設入所者は、毎月介護保険担当者より提供される利用者データと各手当データの突合により確認しています。障害・児童施設入所者については各担当より随時報告を受けています。</p> <p>入院の場合は、自己申告のため、確認等はありません。</p> <p>所得額の確認(修正申告や更生)については在宅重度障害者手当、特別児童扶養手当については各定期支払差止め依頼締切期日前に一度、特別障害者手当等は各定期支払決裁前に一度確認しています。</p>
	知立市	<ul style="list-style-type: none"> ・入院については自己申告のみで市でチェックは実施していない。 ・施設入所については、介護保険の担当課よりデータを取得しチェックしている。 <p>回数については特に決まっていないが、今年は年3回程度実施する予定。</p>

衣浦6市障害福祉担当課長及び担当者合同会議 議題

議題	提案市 (回答市)	提案理由(回答)
8. 扶助料の支給について	刈谷市	①受給者が死亡した場合の未支給分の支給範囲及び判断基準をご教示ください。 ②居住地特例者への支給可否を教えてください。 ア 当該市に住所があるが、手帳情報がない(他市の居住地特例を受けている)場合 イ 当該市に住所がないが、手帳情報がある(当該市の居住地特例を受けている)場合 また、条例等を供与ください。
	碧南市	① 受給者死亡の場合、死亡月までの未払い分について相続人に支給します。 ② ア 支給対象としています。 イ 支給対象としていません。ただし、碧南市に戻ってくる意志が確認できる方(書面にて確認)については支給対象としています。 条例等については別紙のとおりです。
	刈谷市 (提案市)	①生計関係のある家族の代表者 ②ア:支給可 イ:刈谷市心身障害者扶助料支給条例第10条に定める施設等に入所した場合は、支給可
	安城市	①資格喪失申請があり、申請者と受給者に血縁関係等が認められた場合に支払う。血縁関係者以外については個別に判断している。喪失申請がない場合または受取辞退があった場合は支給しない。 ② ア 支給対象となる。支払月に他市へ手帳情報の確認を行い、支給月額を判定している イ 支給不可。ただし、住所地の市町村で手当支給不可となった場合には、支払うこともある。

	西尾市	<p>①・同居親族に対して、死亡月までの未支給分手当を支給する。 ・別居親族(当該障害者が施設入所等)に対しては生計同一証明の提出があった場合、上記と同じ扱い</p> <p>②ア 支給可能(西尾市障害者扶助料支給条例施行規則第3条) イ 次に掲げる施設、学校等に入所又は就学のため市外に居住した者については支給可能</p> <p>(1)生活保護法第38条に基づく保護施設 (2)身体障害者福祉法第18条第2項に基づく指定医療機関 (3)児童福祉法第38条に基づく母子生活支援施設、第42条に基づく知的障害児施設及び第43条の3に基づく肢体不自由児施設 (4)職業能力開発促進法第15条の6に基づく障害者職業能力開発校 (5)学校教育法第1条に基づく特別支援学校 (6)障害者自立支援法第5条第12項に基づく障害者支援施設(西尾市障害者扶助料支給条例第9条)</p>
	高浜市	<p>①原則、同居で生計関係のある当該家族の代表者に支給する。</p> <p>②ア:非該当 イ:障害者支援施設等施設入所の場合は支給停止。グループホームに入居するため市外に転出したものには支給。ただし、当該転出先の市町村からこの条例による扶助料と同種の給付を受けることができる者を除く。</p>
	知立市	<p>①単身者は支給しない。 同一世帯の生計関係のある親族の申請者に対して支給している。同居の家族は住基で確認の上、本来本人が受給すべき金額を申請者の口座に支給</p> <p>②ア 支給しない イ 支給する(条例に記載有り)</p>

衣浦6市障害福祉担当課長及び担当者合同会議 議題

議題	提案市 (回答市)	提案理由(回答)
9. 自立支援医療(精神通院)の支給認定における市町村民税未申告の場合の所得区分について	刈谷市	「平成18年3月3日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知」において申請者からの提出資料や聞き取りから所得が確認できなければ、所得区分を「一定所得以上」、市町村民税が非課税であることについてのみ確認できた場合には「低所得2」として取り扱うこととされています。 本市では、市町村民税未申告等により所得や課税の状況が確認できない場合には、原則「低所得2」としていますが、貴市での状況についてご教示ください。
	碧南市	本市では、市町村民税未申告等により所得や課税の状況が確認できない場合には、「低所得1」としていますが(平成27年度実績なし)、今後は事務取扱を見直し「低所得2」とすることとします。
	刈谷市 (提案市)	
	安城市	当市では、自立支援医療(精神通院)に関する業務は国保年金課が担当していますので、詳しいことは不明ですが、担当課に確認したところ、市民税未申告の場合、市民税賦課徴収資料等の閲覧に係る同意書に、前年中の収入金額を記入していただき、区分を判断しています。「低所得1」の方がほとんどです。 との回答を得ました。
	西尾市	西尾市では原則として市町村民税が未申告の場合は申告をしてもらってから申請の受け付けをするようにしており、所得や課税の状況が確認できないケースは今のところありません。
	高浜市	所得や課税の状況が確認できない場合、保留とし、所得の申告および課税証明(市で確認できる場合不要)の提出を依頼している。今までに所得が確認できず、所得区分を「一定所得以上」・「低所得2」として取り扱ったことはない。
	知立市	・原則、事務処理要領のとおり取扱としている。 ただし、障害年金の情報を把握している場合は参照し、収入額としている。

衣浦6市障害福祉担当課長及び担当者合同会議 議題

議題	提案市 (回答市)	提案理由(回答)
10 障害児給付決定事務について	刈谷市	<p>事務処理要領(「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」)では、通所給付決定を行う際、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含むものとされています。</p> <p>障害者手帳を所持していない児童(保護者)から申請があった場合、障害児であることの確認や支給決定の方法についてご教示ください。また、対象者であることの確認書類を求めていれば、あわせてご教示ください。</p>
	碧南市	<p>障害者手帳未所持の児童(保護者)から申請があった場合、特別児童扶養手当の受給の有無にて判断します。特別児童扶養手当受給対象でない児童の療育が必要かどうかの判断については医師または相談機関の意見書の提出を求めることにより判断しています。また、意見書の提出が難しい場合(主治医がいない等)は学校、保育園、幼稚園に情報提供を依頼し、療育が必要か否か判断しています。</p> <p>意見書、情報提供依頼書の様式については別紙のとおりです。</p>
	刈谷市 (提案市)	
	安城市	<p>手帳がない場合は、医師の診断書を提出してもらっています。</p> <p>児童相談所が絡んでいる件で、療育が必要だからと言われてサービスを支給した際、児童相談所が意見書を書いたという例もあります。</p>
	西尾市	<p>手帳を保持していない場合は、診断書や児童相談センター等の意見書の提出を依頼している。</p>
	高浜市	<p>障害児であることの確認は、原則以下の4点のいずれかの書類で行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障害者手帳 ② 特別児童扶養手当の証書 ③ 児童相談センターの意見書 ④ 医師の診断書(障害名の記載が有るか、障害が想定される記載有) <p>上記の方法で確認できない場合は、特例的な確認方法として以下の3つの方法も認めています。合わせて相談員の面談結果、障害児の調査項目内容も考慮しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤ 特別支援学校または特別支援学級に在籍している ⑥ 医師に電話連絡等で確認がとれる <p>市のこども発達センターで確認がとれる</p>
	知立市	<p>・特別児童扶養手当を受給している場合においては、特別児童扶養手当認定診断書により、障がいの状態を確認している。</p> <p>その他の、障害者手帳を有していない児童については、申請の際に「障害児通所サービスにかかる医師意見書」の提出を求めている。</p> <p>支給決定については、障害者手帳所持者と同様に聞き取り調査実施後、障害児支援利用計画案及び勘案事項に基づき支給決定している。</p>

衣浦6市障害福祉担当課長及び担当者合同会議 議題

議題	提案市 (回答市)	提案理由(回答)
11 障害児通所支援および日中一時支援の同日併給について	知立市 (提案市)	原則日中活動系サービスについては同日支給しないこととされているが、保護者の勤務時間の都合などを勘案し、本市では放課後等デイサービスと日中一時支援の利用を認めている。 貴市において放課後等デイサービスと日中一時支援の同日併給しているか。 また、併給をしていない場合においては保護者不在の間のフォローはどのようにしているか。
	碧南市	原則認めないこととしていますが、家庭状況等を勘案し、併給利用が必要と認めた方には利用を認めています。
	刈谷市	放課後等デイサービスの報酬単位が1日単位であるため、放課後等デイサービスと日中一時支援の同日併給は、原則、認めていません。
	安城市	基本的に認めていない。放課後等デイサービス事業所で、18時ごろまで見てもらえるので、それ以降はご家族でみてもらうことを基本としている。 もし、ご家族が不在の場合は、移動支援などを入れて、時間を調整するか、有償でレスパイトを使用してもらう。
	西尾市	放課後等デイサービスの報酬は1日単位であり、報酬が重複する恐れがあるため、同一日の併給は、原則、認めていない。 ただし、緊急かつ一時的に併給利用が必要な場合に限り、ケース会議を実施したうえで検討する。
	高浜市	必要と思われる場合は同日併給を認めています。 高浜市では日中一時の支給決定を時間単位で行っており、また報酬も3区分(3時間未満、3時間以上6時間未満、6時間以上)に分かれていることから、同日併給は可能と考えています。
	知立市 (提案市)	本市では、保護者の勤務時間の都合等を勘案し、放課後等デイサービスと日中一時支援の同日併給を認めている。これは、放課後等デイサービスの支援時間終了後から保護者の勤務時間終了までの間に、当該障がい児が一人で家にいることが困難な場合があるためである。

衣浦6市障害福祉担当課長及び担当者合同会議 議題

議題	提案市 (回答市)	提案理由(回答)
12 障害福祉サービスの支給量の限度について	知立市 (提案市)	居宅介護などの支給量は個別に勘案して支給決定を行っていることと思われるが、障害支援区分により支給量の目安など定めているか。
	碧南市	特に定めていません。
	刈谷市	サービスごと区分ごとに支給量の基準を定めており、その基準に照らして、本人の障害の種別や程度、その他の心身の状態及び介護者の状況などを勘案し、支給決定しています。
	安城市	国庫負担基準にのっとり、区分ごとに支給可能な単位数の上限をみて支給決定をしている。
	西尾市	西尾市障害福祉サービス支給取扱要領を内規で定めており、障害支援区分に応じて1日当たりの基準時間や1か月の支給量を概ね定めている。
	高浜市	現時点では定めておりませんが、今後検討する必要があると考えています。
	知立市 (提案市)	当市では現在定めておらず、区分にかかわらず対象者の状況を勘案して決定しているが、必要と考えられる支給量より対象者が希望する支給量が多い場合もあるため、対応に苦慮している。

衣浦6市障害福祉担当課長及び担当者合同会議 議題

議題	提案市 (回答市)	提案理由(回答)
13 障害児通所給付の夏休み(その他の長期休暇)等の支給量変更について	知立市 (提案市)	本市では、計画は変更のある都度提出していただいている(軽微な変更は除く)が、夏休み(その他の長期休暇)に必要な支給量が決まっている(当初の計画に長期休暇時の日数が記載されている)場合において、支給量変更申請の度に計画の提出を求めているか。
	碧南市	当初計画に変更日数等が記載されている場合においても、支給量変更の際は原則、計画の提出を求めています。
	刈谷市	夏休み期間中に支給量を増加する場合は、計画に「〇〇月のみ支給増」等と追記された計画の提出を求めています。しかし、夏休み期間終了後に増やした分を元に戻す場合は計画の提出を求めています。
	安城市	昨年までは、8月のみ、日中一時支援を増やしたい場合は、保護者が申請書を提出すれば、10日が上限のところ、15日まで支給していました。これは、計画の提出なしで、受給者証を発行していました。 しかし、今年度からは、日中一時支援、放課後等デイサービスの支給の上限を見直し、増量したため、夏休み期間中に限って増量する必要がなくなりました。そのため、夏休みだけ増やしたい場合でも、通常の変更とみなすため、計画の提出は必要です。
	西尾市	支給量を増やす場合は、その都度、計画の再提出を依頼している。
	高浜市	当初の計画に記載されている場合は、計画の再提出は求めず、当初支給決定時に合わせて支給決定しています。
	知立市 (提案市)	当市の場合は、現状5日以上の変更の場合は、計画の提出を依頼している。 長期休暇に事前に変更が必要になることを把握していても、計画の立て直しが必要になるため、夏休み前・後でモニタリング、計画案、計画の作成と頻回に調整が必要になり、相談員の負担になっていることであるので、方法を検討したいと考えている。